

「組織及び機構の取扱い」について

新市の組織・機構は、市役所及び支所を基本として、次の方針に従い整備するものとし、具体的な組織・機構については、合併時までに1市2町の長が別に協議して定める。

- (1) 簡素で効率的な組織・機構を目指す。
- (2) 支所については、住民サービスが低下しないように配慮する。